

平成 27 年 5 月 13 日

各 位

会社名 セイノーホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 田口 義隆
(コード番号 9076 東証第 1 部、名証第 1 部)
問合せ先 経理部・財務 IR 部 統括部長 野津 信行
(TEL. 0584-82-5023)

中間配当制度導入並びに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 13 日開催の取締役会において、取締役会の決議により中間配当
できる旨の定款変更を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 94 回定時株主総会に付議すること
を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 中間配当制度導入に関する件

(1) 中間配当制度導入の目的

株主の皆様への利益配分の機会を充実させるため。

(2) 中間配当の基準日

毎年 9 月 30 日

なお、中間配当制度の導入につきましては、平成 27 年 6 月 25 日（木）開催予定の当社
第 94 回定時株主総会にて承認可決されることを条件とします。

2. 定款の一部変更に関する件

(1) 変更の目的

株主の皆様への利益配分の機会を充実させるため、中間配当の基準日を定めるものであります。また、これに伴い現行定款第40条（配当金の除斥期間）の規定に第2項を新設するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(新設)</p> <p>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p><u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p><u>2. 未払いの配当金には、利息をつけない。</u></p>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成27年6月25日(木)

定款変更の効力発生日

平成27年6月25日(木)

以上